

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月30日

【会社名】 株式会社レナウン

【英訳名】 RENOWN INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北畑 稔

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田 8丁目 8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田 8丁目 8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,931,784,560円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月12日開催の取締役会決議による新株式発行が、平成25年5月30日開催の当社定時株主総会決議において承認可決されたことに伴い、平成25年4月12日付で関東財務局長に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち一部の記載内容を変更し、添付書類を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の選定理由

(2) 本資本業務提携（以下、「本件提携」といいます。）の内容

(b) 資本提携の内容等

当社の取締役会・監査役会に関する事項

当社取締役会の構成

当社監査役会の構成

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

株式の希薄化に関するリスク

割当予定先が新たに支配株主になることに関するリスク

当社取締役会の構成に関するリスク

本新株発行に必要な許認可に関するリスク

(添付書類の追加)

平成25年5月30日開催の定時株主総会議事録（抄本）

定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

(前略)

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本件第三者割当」といいます。)は、平成25年5月30日(木)開催予定の定時株主総会(以下、「本件株主総会」といいます。)において、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める株主の意思確認手続として行われる普通決議(以下「本件普通決議」といいます。)により本件第三者割当が承認されることを条件として、平成25年4月12日(金)開催の取締役会において決議されております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本件第三者割当」といいます。)は、平成25年4月12日(金)開催の取締役会において決議され、平成25年5月30日(木)開催の定時株主総会(以下、「本件株主総会」といいます。)において、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める株主の意思確認手続として行われた普通決議(以下「本件普通決議」といいます。)により承認されております。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

(前略)

(注) 5.

(中略)

上記の後、山東省商務庁による審査を経て、企業国外投資証書を取得すること
他方で、済寧如意によれば、中国関係当局によるこれらの審査手続の所要期間は、関係法令上明確な規定がない、あるいは所定の期間が定められていても期間延長につき中国関係当局の裁量が認められていることなどから、本有価証券届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期を確定することができないとのことですが、一般的には4から6ヶ月程度の期間を要するとのことです。本件第三者割当に基づく払込みは、上記の払込期間内に行われるものとし、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は後記「第3-6(3)大規模な第三者割当を行うことについての判断過程」の株主意識確認のための本件株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 5.

(中略)

上記の後、山東省商務庁による審査を経て、企業国外投資証書を取得すること
他方で、済寧如意によれば、中国関係当局によるこれらの審査手続の所要期間は、関係法令上明確な規定がない、あるいは所定の期間が定められていても期間延長につき中国関係当局の裁量が認められていることなどから、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期を確定することができないとのことですが、一般的には4から6ヶ月程度の期間を要するとのことです。本件第三者割当に基づく払込みは、上記の払込期間内に行われるものとし、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日を予定しております。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(前略)

当社は、平成22年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意的指名する3名の取締役を受け入れておりますが、本件株主総会において、如意グループが指名する取締役2名を新たに受け入れる予定であり、本件株主総会后、如意グループが指名する当社取締役は合計5名になる予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

当社は、平成22年資本業務提携契約の締結後、山東如意から、平成22年資本業務提携契約に基づき山東如意的指名する3名の取締役を受け入れておりますが、本件株主総会において、如意グループが指名する取締役2名を新たに受け入れており、本件株主総会后、如意グループが指名する当社取締役は合計5名となっております。

(後略)

(2) 本資本業務提携(以下、「本件提携」といいます。)の内容

(b) 資本提携の内容等

当社の取締役会・監査役会に関する事項

当社取締役会の構成

(訂正前)

(前略)

なお、本件株主総会後の当初の当社取締役9名の構成は以下を予定しており、本件株主総会後の当初の当社指名の代表取締役社長は北畑稔(現任)を予定しております。

当社指名取締役：北畑稔、神保佳幸、玉井康利(以上、任期満了による重任)

如意グループ指名取締役：邱亜夫、孫衛嬰、邱晨冉(以上、任期満了による重任)、王燕、白文会(以上、新任)

両社が合意する社外取締役：伊藤良二(任期満了による重任)

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、本件株主総会後の当初の当社取締役9名の構成は以下のとおりであり、本件株主総会後の当初の当社指名の代表取締役社長は北畑稔(現任)です。

当社指名取締役：北畑稔、神保佳幸、玉井康利(以上、任期満了による重任)

如意グループ指名取締役：邱亜夫、孫衛嬰、邱晨冉(以上、任期満了による重任)、王燕、白文会(以上、新任)

両社が合意する社外取締役：伊藤良二(任期満了による重任)

(後略)

当社監査役会の構成

(訂正前)

(前略)

なお、如意グループ及び当社は、両社が合意する監査役として、本件株主総会後の当初の当社監査役の構成を木所弘、吾妻望、紙野愛健(以上、新任)の3名とすることを予定しております。また、如意グループは本件株主総会においては、上記監査役1名の指名権は行使しない予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、如意グループ及び当社は、両社が合意する監査役として、本件株主総会後の当初の当社監査役の構成を木所弘、吾妻望、紙野愛健(以上、新任)の3名としております。また、如意グループは本件株主総会においては、上記監査役1名の指名権は行使していません。

(後略)

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠

(訂正前)

(前略)

なお、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会において、本件第三者割当による新株式発行に関する議案について本件普通決議により株主の皆様の承認を得ること及び本件第三者割当の実行について中国関係当局の許認可等が得られることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会において、本件第三者割当による新株式発行に関する議案について本件普通決議により株主の皆様の承認を得ること及び本件第三者割当の実行について中国関係当局の許認可等が得られることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。その後、本件第三者割当による新株式発行に関する議案は、平成25年5月30日開催の本件株主総会において、本件普通決議により株主の皆様の承認を得ております。

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

(3)大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

(訂正前)

(前略)

また、本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、及び支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることが要請されるため、本件第三者割当の妥当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただきこととし、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会に付議し、本件普通決議による承認を求めることを決定いたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、及び支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きをすることが要請されるため、本件第三者割当の妥当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただきこととし、平成25年5月30日開催予定の本件株主総会に付議し、本件普通決議による承認を求めることを決定いたしました。なお、本件第三者割当による新株式発行に関する議案は、平成25年5月30日開催の本件株主総会において、本件普通決議により株主の皆様の承認を得ております。

(後略)

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第8期)及び四半期報告書(第9期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第8期)及び四半期報告書(第9期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月30日)までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月30日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

株式の希薄化に関するリスク

(訂正前)

平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、同年5月30日開催予定の定時株主総会の承認を経ることを条件に第三者割当の方法により同年5月31日から12月31日の払込期間内に発行を予定する当社普通株式20,359,615株(以下、「本新株式」といいます。)は、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数80,947,834株の約25.15%にあたります。

本新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法により同年5月31日から12月31日の払込期間内に発行を予定する当社普通株式20,359,615株(以下、「本新株式」といいます。)は、平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数80,947,834株の約25.15%にあたります。

本新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

割当予定先が新たに支配株主になることに関するリスク

(訂正前)

本新株式が発行された場合、本新株式の割当予定先である済寧如意投資有限公司(以下「済寧如意」といいます。)が保有することとなる当社普通株式に係る議決権保有割合は、済寧如意の子会社であり、本新株式発行後の当社の総議決権数の33.12%を保有することとなる山東如意科技集团有限公司(以下、「山東如意」といいます。)と併せて、本新株式発行後の総議決権数の53.35%となり、済寧如意が新たに支配株主になることが見込まれます。また、当社は、平成25年4月12日付で、済寧如意及び山東如意との間で資本業務提携契約(以下、「本提携契約」といいます。)を締結し、済寧如意及び山東如意並びにこれらの子会社・関連会社(以下「如意グループ」といいます。)が当社取締役9名のうち5名の取締役候補者を指名する権利を有することを合意しております。かかる合意に基づき、当社は、平成25年5月30日開催予定の定時株主総会において、本新株式の発行が承認されることを条件として、如意グループが指名する者を取締役として選任する旨の議案を上程することを予定しており、かかる議案が株主総会において承認された場合には、当社取締役9名のうち如意グループの関係者5名が取締役として就任することとなります。済寧如意の子会社である山東如意は、本新株式発行前から総議決権数の41.51%を保有する筆頭株主であり、当社と山東如意との間で締結した平成22年5月24日付資本業務提携契約(以下「平成22年資本業務提携契約」といいます。)に基づき当社取締役7名のうち3名の指名権を有するなど、当社の意思決定において重要な影響力を有してはいたしましたが、如意グループは、本新株式の発行以降、さらに当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができるものと見込まれております。

如意グループの当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループの利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、如意グループによる当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループによる当社株式に係る議決権行使等により、当社グループの事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

(訂正後)

本新株式が発行された場合、本新株式の割当予定先である済寧如意投資有限公司(以下「済寧如意」といいます。)が保有することとなる当社普通株式に係る議決権保有割合は、済寧如意の子会社であり、本新株式発行後の当社の総議決権数の33.12%を保有することとなる山東如意科技集团有限公司(以下、「山東如意」といいます。)と併せて、本新株式発行後の総議決権数の53.35%となり、済寧如意が新たに支配株主になることが見込まれます。また、当社は、平成25年4月12日付で、済寧如意及び山東如意との間で資本業務提携契約(以下、「本提携契約」といいます。)を締結し、済寧如意及び山東如意並びにこれらの子会社・関連会社(以下「如意グループ」といいます。)が当社取締役9名のうち5名の取締役候補者を指名する権利を有することを合意しております。かかる合意に基づき、当社取締役9名のうち5名は、如意グループが指名する如意グループの関係者5名が就任しております。済寧如意の子会社である山東如意は、本新株式発行前から総議決権数の41.51%を保有する筆頭株主であり、当社と山東如意との間で締結した平成22年5月24日付資本業務提携契約(以下「平成22年資本業務提携契約」といいます。)に基づき当社取締役7名のうち3名の指名権を有するなど、当社の意思決定において重要な影響力を有してはいたしましたが、如意グループは、本新株式の発行以降、さらに当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができるものと見込まれております。

如意グループの当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループの利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、如意グループによる当社グループの経営方針についての考え方及び如意グループによる当社株式に係る議決権行使等により、当社グループの事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

当社取締役会の構成に関するリスク

（訂正前）

平成25年5月30日開催予定の定時株主総会において、本新株式の発行及び本提携契約に基づく取締役選任議案が承認された場合には、本新株式発行以後、如意グループが当社株式の議決権50%超を保有する間は、当社取締役会は、当社の指名する3名に加え、如意グループの指名する者5名及び当社と如意グループが本提携契約において合意する者1名の合計9名から構成されることとなります。このような当社取締役会の構成によって、当社が事業運営上の意思決定を迅速に行えない等の事態が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

平成25年5月30日開催の定時株主総会において、本新株式の発行及び本提携契約に基づく取締役選任議案が承認されたことにより、本新株式発行以後、如意グループが当社株式の議決権50%超を保有する間は、当社取締役会は、当社の指名する3名に加え、如意グループの指名する者5名及び当社と如意グループが本提携契約において合意する者1名の合計9名から構成されることとなりました。このような当社取締役会の構成によって、当社が事業運営上の意思決定を迅速に行えない等の事態が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

本新株発行に必要な許認可に関するリスク

（訂正前）

本新株式の割当予定先である済寧如意によれば、同社が本新株式の引受けに係る払込みを実行するためには、済寧市商務局及び済寧市発展改革委員会並びに山東省商務庁及び山東省発展改革委員会（以下「中国関係当局」といいます。）の認可を取得することが必要とされているとのことです。当社は、済寧如意から、本有価証券届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期が確定できない旨の説明を受けており、本件第三者割当に基づく払込みは、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日又は平成25年5月30日開催予定の定時株主総会における決議日の翌日のいずれか遅い日を予定しております。当社は、中国関係当局の認可に要する時間も勘案して払込期間を平成25年5月31日から同年12月31日と定めておりますが、払込期間中に中国関係当局の認可を取得することができず、本新株式の発行を行うことができない場合、本新株式の発行において調達する資金により実施を予定している、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化などの諸施策を実行することが困難となり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

本新株式の割当予定先である済寧如意によれば、同社が本新株式の引受けに係る払込みを実行するためには、済寧市商務局及び済寧市発展改革委員会並びに山東省商務庁及び山東省発展改革委員会（以下「中国関係当局」といいます。）の認可を取得することが必要とされているとのことです。当社は、済寧如意から、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日時点では、中国関係当局からの認可の取得時期が確定できない旨の説明を受けており、本件第三者割当に基づく払込みは、払込期間中において、かかる中国関係当局の認可を受けた日の7営業日後の日を予定しております。当社は、中国関係当局の認可に要する時間も勘案して払込期間を平成25年5月31日から同年12月31日と定めておりますが、払込期間中に中国関係当局の認可を取得することができず、本新株式の発行を行うことができない場合、本新株式の発行において調達する資金により実施を予定している、日本国内におけるショッピングセンターその他の商業施設等への販路拡大並びに小売事業の拡大、E-Commerce事業の強化などの諸施策を実行することが困難となり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

以上